請願番号 請願第9号 受理年月日 平成20年 6月19日 「宮崎県中小企業振興基本条例(仮称)」の制定を求める請願

「宮崎県中小企業振興基本条例(仮称)」の制定を求める請願 (理 由)

県民のくらしと県内の中小商工業者の発展・育成のために、日々ご尽力いただいていることに敬意を表します。

私たち宮崎県商工団体連合会と傘下団体でもある民主商工会 (県内7カ所)は、地域の相談センターとして、中小業者をはじめ地域住民の様々な悩みや要求解決に応える活動を日々行っています。

いま、政府の「税源移譲」による住民税の「平準化」や定率減税の全廃、あらゆる所得控除の縮小・廃止や後期高齢者医療制度 の施行に伴う新たな負担増に対し、多くの県民・中小業者から悲痛な叫びが上がっています。

ところが政府は、「社会保障の財源」を目的に消費税のさらなる引き上げを計画するなど、「後退期にある」本県の経済をいっそう深刻化させる恐れや、「消費税をもらえなくても、赤字でも身銭を切って消費税を払わされている」私たち中小業者を切り捨てる政治姿勢が顕著であります。

請願の件名

行・財政両面での地方分権が推し進められ、都市部と地方間の格差問題が深刻さを増す中、個人消費を呼び戻し、地域経済・雇用を本当の意味で支える中小業者の発展とその施策の充実が求められていると思われます。

その様な中、本県は知事のマニフェストに基づき、「地域経済の振興と雇用の拡大、本県産業構造の高度化を図るため」として、 工場の建設等をはじめとする様々な点で補助金を支出し、企業誘致の発展を図ろうとされています。

しかしながら、本県同様に多額の補助金を使って大企業の誘致 を図っている隣県の大分県では、県外からの派遣労働者は増える 反面、「住民票を移動しないため住民税が入らない」といった問 題や、低賃金・いじめ問題など、大企業の使い捨てとも言える労 働の実態が明らかとなっています。

確かに、企業の誘致を図ることで雇用の場も増え、本県の経済にも相応の効果が見られるとは思いますが、地域に根を張る中小 零細業者の経営とくらしが守れてこそ、その効果は絶大と考えます。

つきましては、以下の要請項目の実現のためにご尽力いただき ますようよろしくお願い致します。

	【要請項目】 1. 本県経済の発展と県民生活の向上を図る上で、本県の中小企業振興に関する基本的理念を明確にさせる必要性を鑑み、「中小企業振興基本条例(仮称)」の制定を求めます 2. 県下事業所の9割以上を占める自営商工業者を対象とした実態調査を行い、実態に即した中小零細業者の振興施策を求めます
紹介議員	前屋敷 恵美
摘 要	